## 独立行政法人国立病院機構村山医療センター奨学金貸与要領

(目的)

第1条 本要領は、独立行政法人国立病院機構奨学金貸与規程(以下「貸与規程」という。)第14条に基づき、独立行政法人国立病院機構村山医療センター(以下「村山医療センター」という。)に必要な看護師を確保するため、国立病院機構附属看護学校等(以下「看護学校等」という。)に在籍する学生を対象とする奨学金の貸与について定めることを目的とする。

## (貸与対象)

第2条 奨学金貸与の対象となる者は、看護学校等に在籍する学生であって、卒業後、 村山医療センターに常勤職員として勤務することを希望する学生とする。

## (貸与申請)

第3条 奨学金の貸与を受けることを希望する学生は、在籍する看護学校等の推薦書、 成績証明書を奨学生申請書(様式第1号)に添付のうえ、面接試験に先立ち村山医 療センター院長(以下「院長」という。)に申請するものとする。

# (奨学生の決定)

- 第4条 院長は、書類選考及び面接試験により、奨学金を貸与する者(以下「奨学生」 という。)を決定し、奨学生に対して奨学金貸与決定通知(様式第2号)または奨 学金不貸与決定通知(様式第2号の2)を発行するものとする。
- 2 奨学生は、奨学金貸与決定通知書を受理した後速やかに、院長に対して奨学生誓 約書(様式第3号)を提出しなければならない。

## (奨学生の義務)

- 第5条 奨学生は、卒業後、村山医療センターにおいて看護師として勤務するものとする。
- 2 奨学生は、次の各号の一に該当するに至ったときは、直ちに、院長に届出なければならない。
  - 一 休学、復学又は退学したとき。
  - 二 停学その他の処分を受けたとき。
  - 三 奨学生誓約書の記載事項に変更があったとき。

### (奨学生の人数、奨学金の額及び貸与期間)

- 第6条 奨学生の人数は、院長が定める。
- 2 奨学金の額は、以下の金額とする。

学年毎の貸与額	2年生	3年生	4年生
奨学金の年額	40万円	40万円	40万円

3 奨学金の貸与期間は、奨学生になった日の属する年度から看護学校等を卒業する 年度(最長3年間)までの期間とする。

## (貸与方法及び利息)

- 第7条 院長は、原則として、学生が奨学生となった年度から卒業する年度まで、毎年4月及び10月に奨学金の年額の2分の1に相当する額を貸与する。
- 2 奨学金は、無利息で貸与するものとする。

#### (保証人)

- 第8条 奨学生は、一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者を保証人 として立てなければならない。
- 2 保証人は、奨学金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

## (奨学生の資格の取消し)

- 第9条 院長は、次の各号に該当するに至ったときは、奨学生の資格を取り消す。
  - 一 第10条の規定により奨学生を辞退したとき。
  - 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
  - 三 新たな学年に進級できないとき。
  - 四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 災害を被る等やむを得ない事情により前項第3号の要件に該当すると認められる きは、院長は、当該学生について前項の規定を適用しないことができる。

## (奨学生の辞退)

第10条 奨学生は、自己の都合により奨学生を辞退しようとする場合は、奨学生辞退順(様式第4号)を院長に提出しなければならない。

#### (返還の債務の免除)

- 第11条 院長は、奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、奨学金の返還の債務を免除するものとする。
  - 一 奨学生が、看護学校等を卒業後、村山医療センターにおいて、引き続き第6条第3項に定める貸与期間相当の期間業務に従事したとき。ただし、奨学生が、看護学校等を卒業後、奨学金の貸与を受けた病院において、引き続き1年以上業務に従事した場合は、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除するものとする。
  - 二 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起

因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- 2 次の各号の期間については、前項第一号の返還を免除する期間に該当しないもの とする。
  - 一 業務に従事した1年未満の期間
  - 二 独立行政法人国立病院機構職員就業規則(以下、「就業規則」という。) に規定する休業(育児休業(就業規則第66条)、介護休業(同第68条)、および自己啓発等休業(同第68条の2)) を取得した期間
  - 三 就業規則第83条に規定する休職となった期間(業務上の負傷、疾病による休職を除く。)
  - 四 就業規則第94条に規定する停職の懲戒処分を受けた期間
- 3 第1項の規定により返還の債務を免除した場合、院長は本人及び連帯保証人に対 し奨学金返還免除決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

#### (返還)

- 第12条 奨学生は、前条に掲げる場合を除き、看護学校等を卒業後、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければならない。
- 2 奨学生は、前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する事由が生じた場合 には、院長の指定した日までに貸与された奨学金の全額を一括して返還しなければ ならない。
  - 一 第9条の規定により奨学生の資格を取り消されたとき。
  - 二 職員採用試験に不合格になったとき。
  - 三 卒業当年に看護師の免許を取得できないとき。
  - 四 職員採用試験において、当院より採用内定通知を発出しなかったとき。

#### (延滞金)

第13条 院長は、奨学生が、貸与した奨学金の全額又は貸与した奨学金から第11 条第1項の規定に基づき返還の債務を免除した額を減じた額を返還しなければなら ない日までに返還しなかったときは、貸与規程第13条の規定に基づき年5%の利 息の率による延滞金を徴収するものとする。

## (奨学金台帳の作成)

第14条 院長は、奨学生毎に奨学金台帳(様式第6号)を備え、奨学金を貸与した場合、奨学金の返還を免除した場合又は奨学金の返還を受けた場合には速やかに記録し、5年間保存しなければならない。

### (疑義の調整)

第15条 貸与規程及び本要領に定めのない事項及び本要領に関し疑義が生じたときは、必要に応じて院長と奨学生が協議して定めるものとする。

附則

# (施行期日)

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

# (施行期日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。